

貸 付 規 程

一般財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会

【目 次】

第一章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (貸付の種類)
- 第3条 (貸付限度額)
- 第4条 (申込資格)
- 第5条 (貸付の制限)

第二章 貸付

- 第6条 (貸付金の申し込み)
- 第7条 (添付書類)
- 第8条 (連帯保証人)
- 第9条 (貸付の審査および決定)

第三章 償還

- 第10条 (貸付金の償還)
- 第11条 (貸付利息)
- 第12条 (延滞利子の徴収)
- 第13条 (掛金滞納の場合の措置)
- 第14条 (償還期日経過後の未償還金の請求)
- 第15条 (貸倒損失の計上)
- 第16条 (会員の資格喪失した場合の償還)

第四章 雑則

- 第17条 (物件譲渡の制限)
- 第18条 (借受人の異動報告)
- 第19条 (規程の変更)
- 第20条 (規程の実施に必要な事項)

附 則

第一章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会定款第4条第1項第3号および、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会共済契約規程(以下「共済契約規程」という)第54条第1項第1号に規定する貸付債権回収の実施について必要な事項を定めるものとする。

(貸付の種類)

第2条 貸付の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 普通貸付金

- ① 会員または会員の家族の婚姻、出産、葬祭、公租公課、家屋の修理、生活物資の購入、各種研修活動その他臨時に多額の資金を必要とするとき。
- ② 会員または会員の家族が疾病のため資金を必要とするとき。
- ③ 会員または会員の家族が高等学校以上の学校に入学のため、または学費として資金を必要とするとき。

(2) 住宅貸付金

会員が自己の居住の用に供するため、住宅を新築・増築・改築・修理若しくは購入し、または住宅の敷地を取得するために資金を必要とするとき。

- 2 第1項の家族とは(イ)配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む) (ロ)子 (ハ)父母、祖父母 (ニ)兄弟姉妹 (ホ)主として会員の収入によって生計を維持しているその他の家族をいう。

(貸付限度額)

第3条 削除

(申込資格)

第4条 削除

(貸付の制限)

第5条 削除

第二章 貸付

(貸付金の申し込み)

第6条 削除

(添付書類)

第7条 削除

(連帯保証人)

第8条 連帯保証人は当該各号の区分とする。

- (1) 貸付金 100 万円以下の場合、本会在会年数 2 年以上の会員 1 人。
- (2) 貸付金 100 万円を超え 200 万円以下の場合、本会在会年数 3 年以上の会員 1 人。
- (3) 貸付金 200 万円を超え 300 万円以下の場合、本会在会年数 5 年以上の会員 1 人。
- (4) 貸付金 300 万円を超え 500 万円以下の場合、本会在会年数 5 年以上の会員 2 人。

2 連帯保証人は、共済会から資金の貸付を受けた会員(以下「借受人」という)と連帯して債務の履行に任じなければならない。

3 既に連帯保証人となっている者は連帯保証人となることはできない。ただし共済契約者である法人(または個人)の代表者または共済契約規程第2条第1項第1号に規定する共済契約代行者は、この限りではない。

4 借受人は、その連帯保証人に異動があったとき、または会員の資格を失ったときは、すみやかに代りの連帯保証人をたて、その旨を共済会まで届け出なければならない。

(貸付の審査および決定)

第9条 削除

第三章 償還

(貸付金の償還)

第10条 借受人は貸付の日の属する月の翌月から毎月末日までに次の区分により月賦均等償還(端数額を生じたときは最初償還額に加算する)の方法により、理事長の定めるところに従い、これを償還しなければならない。ただし、繰上償還することは妨げない。

貸付額	償還期間
10万円以内	20ヵ月以内
〃 10万円を越え 20万円以内	〃 30ヵ月以内
〃 20万円を越え 30万円以内	〃 40ヵ月以内
〃 30万円を越え 50万円以内	〃 50ヵ月以内
〃 50万円を越え 70万円以内	〃 70ヵ月以内
〃 70万円を越え 100万円以内	〃 120ヵ月以内
〃 100万円を越え 500万円以内	〃 180ヵ月以内

2 貸付金の償還は次の各号のいずれかの方法による。

- (1) 共済契約者である法人(または個人)の代表者または共済契約規程第2条第1項第1号に規定する共済契約代行者が、所属する借受人の毎月分の償還金をとりまとめその月の末日までに納付書により払い込む。
- (2) 毎月分の償還金を、借受人の預金口座から自動引落しの方法により払い込む。

(貸付利息)

第11条 貸付金の利息は次のとおりとし、利息の計算は貸付の日より起算する。

- (1) 普通貸付金 日歩 0.547 銭 年利 2%
- (2) 住宅貸付金 〃 0.822 銭 〃 3%

2 利息に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

(延滞利子の徴収)

第12条 この資金の借受人が、当該貸付金を所定の最終償還期日までに償還を完了しないときは、延滞利子を徴収するものとする。

2 延滞利子の額は最終償還期日の翌日から償還を完了する日までの期間に応じ、未償還額につき年利10.95%の割合で計算した額とする。ただし、その額が50円未満の場合は、これを徴収しない。

(掛金滞納の場合の措置)

第 13 条 この資金の借受人が、その所定償還期間内において共済契約規程第 21 条に定める掛金を 2 ヶ月以上滞納するに至った場合は、理事長は未償還金の全部またはその一部の貸付決定を取り消し、これを指定した期限内に償還させることがある。

この場合、指定の期限内に完納しないときは、その期限を経過した日から起算して完納の日までの期間に応じ、未償還額につき延滞利子を徴収するものとする。

(償還期日経過後の未償還金の請求)

第 14 条 この資金の借受人が、当該貸付金にかかる所定の最終償還期日経過し、なお、その期日を経過した日から起算して、2 ヶ月以内に償還を完了しない場合においては、当該未償還金の全額および延滞利子について、連帯保証人に対して、期日を指定して債務の履行を請求するものとする。

(貸倒損失の計上)

第 15 条 前条の債務の履行がおこなわれず、なおかつ貸付金の回収が完全に見込めないとして福利厚生事業貸付小委員会において判断されたものについては、理事会の議決を経て、貸倒損失として計上することができる。

(会員の資格喪失した場合の償還)

第 16 条 この資金の借受人が共済契約規程第 13 条の規定により会員の資格を喪失したときは、借受人またはその遺族は第 10 条の規定にかかわらず、その未償還金の全額を資格喪失の日から 7 日以内に償還しなければならない。

2 前項の期日内に未償還額を完納しないときは、当該借受人またはその遺族が会員またはその遺族として、本会より給付を受けるべき退職給付金のうちから当該未償還額の償還に充当するものとする。

第四章 雑則

(物件譲渡の制限)

第 17 条 借受人は貸付金および利息等を完済するまでの間、本会の承認を得ないで貸付対象物件を第三者に譲渡し、貸与し、担保に提供してはならない。

(借受人の異動報告)

第 18 条 借受人は、共済契約規程第 19 条第 1 項第 4 号、第 5 号に定める異動が生じた場合は、直ちに共済会に報告しなければならない。

(規程の変更)

第 19 条 この規程を変更しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(規程の実施に必要な事項)

第 20 条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 15 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。